

第5章 安心な暮らしづくり 編

I 安全・安心な農林水産物の提供体制の確保

(1) 基本的な考え方

- 生産者・生産者団体，食品加工・流通・小売事業者，消費者及び行政の連携のもと，安全・安心を提供する生産体制の強化や食品表示等監視指導の強化並びに消費者の理解促進等により，農畜林水産物の生産から消費に至る各段階における食の安全・安心対策を推進します。

(2) 現状と課題

- 食中毒や食品偽装表示，冷凍食品への残留農薬の混入など，食品に対する消費者の信頼を揺るがす事件が依然として発生しており，食の安全・安心を確保するための対策の必要性が高まっています。
- 2020 東京オリンピック・パラリンピックでの食料供給やEPA（経済連携協定）などの貿易協定の締結による食のグローバル化が進展しており，外部環境の変化に対応した食の安全対策が求められています。

(3) 今後の取組

ア 安全・安心を提供する生産体制の強化

- 「安全・安心な農畜水産物の生産に向けた推進方針」に基づき，農畜水産物の信頼性の向上を図るため，リスク管理手法の導入を支援します。
 - ・ GAP（生産工程管理）の実践・認証取得
 - ・ トレーサビリティシステムの導入
- 農薬，肥料，飼料などの生産資材の適正な使用及び流通を推進します。
 - ・ 農薬取締法に基づく農薬の適正使用
 - ・ 肥料取締法に基づく肥料の登録・届出及び適正な表示による流通
 - ・ 動物用・水産用医薬品の品質確保と適正使用
 - ・ 飼料の品質確保と適正使用
- 「環境にやさしい農業推進方針」に基づき，土づくりや化学肥料及び化学合成農薬の使用削減による環境負荷の低減に配慮した環境にやさしい農業を推進します。
 - ・ エコファーマー農産物の拡大
 - ・ 「安心！広島ブランド」特別栽培農産物の認証取得
 - ・ 有機農業で生産される農産物等の拡大と認証取得
- 安全・安心な畜産物を安定して供給し続けられるよう，家畜疾病の発生予防対策，農場等における適切な衛生・リスク管理の定着を推進します。
 - ・ 牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく死亡牛のBSE検査の実施
 - ・ 安全・安心確保のための動物用医薬品等の適正管理・使用の推進・監視
 - ・ 家畜伝染病の発生防止対策の指導，まん延防止措置の迅速かつ的確な実施
- 毒化した貝類の流出を防ぐため，貝類の安全対策等を推進します。
 - ・ 貝毒検査など貝毒安全安心対策の着実な実施
 - ・ 赤潮，貝毒等による漁業被害を未然に防止するため漁場環境を監視

イ 食品表示等監視指導の強化と消費者の理解促進

- 監視指導を強化し、食品表示等の適正化を推進します。
 - ・ 食品偽装の未然防止のため、食品表示法に基づく食品加工・流通事業者等に対する監視指導を強化
 - ・ 食品表示法に基づく加工食品の新基準への移行期限（平成 32 年 3 月 31 日）内の円滑な完全移行
 - ・ 食品表示法の改正による国内で製造される全ての加工食品を対象とした原料原産地表示の義務化についての正しい知識の普及啓発
 - ・ 米トレーサビリティ法に基づく米・米加工品の表示及び流通の適正化
 - ・ 食糧法に基づく用途限定米穀の生産，流通の適正化
 - ・ 農産物検査法に基づき登録検査機関が行う農産物（米・麦・大豆等）検査の適正化
- 食品事業者等による適正表示に向けたコンプライアンスの取組を支援します。
 - ・ 食品加工・流通事業者が行う食品表示自主チェックの取組等
- 消費者の食の安全・安心に対する理解を促進します。
 - ・ 「安心！広島ブランド」認証の農畜林水産物のホームページ等による P R
 - ・ 県産農畜林水産物の認知向上のため，ホームページや広報紙等を活用した P R
 - ・ B S E，貝毒等の検査結果や関係法令に基づく調査結果等のホームページ等による情報提供
 - ・ 食品表示の基準や仕組み等についての正しい知識の普及啓発

Ⅱ インフラの防災機能向上

(1) 基本的な考え方

- 浸水や土砂災害などを防止する海岸保全施設，地すべり防止施設，治山施設等の防災施設や，老朽化し被害が生じる恐れのある農業用水利施設等の適切な維持管理や整備により，農林水産業を支える地域の暮らしの安全・安心の確保を目指します。

(2) 現状と課題

- 近年，局地的な豪雨や台風の大型化など，災害につながる自然現象が増加しています。また，大規模地震の発生に伴うリスクも指摘されています。
- 施設の老朽化による機能低下や，災害の発生が懸念されます。
- 農業者の高齢化や減少により，維持管理体制の脆弱化が危惧されています。
- 利用者が減少し，管理の行き届かない農業用水利施設があります。
- 県土の大半が「マサ土地帯」であることや，山裾まで住宅地が広がる現況から，全国有数の山地災害危険地区を抱えています。

(3) 新たな環境変化

ア 国土強靱化基本法（平成 25 年度）

東日本大震災の教訓を踏まえ，事前防災・減災，迅速な復旧・復興につながる施策を展開し，大規模自然災害から国民を守ることを理念とした「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行されました。

イ 広島沿岸海岸保全基本計画の見直し（平成 26 年度）

近年の大型台風による高潮被害や東日本大震災を踏まえ，今後発生が想定されている南海トラフや瀬戸内海域の活断層等を震源とする地震及び津波への対応に向けて，基本計画が変更されました。

(4) 今後の取組

ア 農業用ため池

- 管理者に対して，適切な維持管理の実施について啓発や指導を行います。
- 地域住民の防災意識を高め，避難行動等による被害の軽減につなげるため，決壊した場合に大きな被害が想定されるため池については，浸水想定区域図の公表を進めるとともに市町のハザードマップ公表を支援します。
- 老朽化し危険なため池については，必要な改修を行います。
- 決壊した場合に大きな被害が想定されるため池については，耐震・豪雨診断を行い必要な改修を行います。
- 未利用ため池については，管理者に廃止を含めて適切な対応を指導します。

イ 海岸保全施設

- 地域住民の防災意識を高め，避難行動等による被害の軽減につなげるため，浸水想定区域図の公表を進めます。
- 適切な維持管理と計画的な補修・更新により，必要な機能を維持します。
- 波浪・高潮による背後集落や農地への被害を防止するため，広島沿岸海岸保全基本計画に基づき，計画的に整備します。

ウ 地すべり防止施設

- 適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持します。

エ 農道施設

- 農道施設のうち、橋梁・トンネルなどについては、老朽度も踏まえつつ点検診断・耐震診断などを実施し、優先度の高いものから保全・耐震対策に取り組みます。

オ 治山施設

- 山地災害危険地区の精度向上のため、土砂災害警戒区域との調整を行い、地区指定の見直しを進めます。
- 治山施設の点検を定期的に行い、市町ごとの個別施設計画を策定するとともに、施設ごとの点検・修繕計画を明らかにした上で、市町へ情報提供します。
- 山地災害の恐れのある地区に対して、優先度の判定を行いながら施設整備を進めます。

(5) 目標

項目	現状 (H28)	H30	H31	H32	備考
重要ため池 対策数 (箇所)	110	241	372	503	
農地海岸保全 施設整備延長 (km)	57.0	57.4	57.7	58.0	
山地災害防止 対策等着手 地区数 (箇所)	5,227	5,262	5,282	5,302	